藍住町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月 令和 5 年 7 月改定

藍住町

## 目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景	
2. 基本理念	2
3. 計画の目的	2
4. 計画の位置づけ	2
5. 計画の対象期間	2
第2章 徳島県及び藍住町の地震環境	3
1. 想定される地震の規模	3
(1) 南海トラフ地震	3
(2) 中央構造線・活断層地震	6
2. 想定される被害の状況	8
(1) 過去の地震による被害状況	8
(2) 藍住町で想定される被害状況	9
第3章 耐震化の状況と目標	10
1. 耐震化を取り巻く状況	10
(1) 人口の推移と将来推計	10
(2) 高齢化の進行	11
2. 特定建築物の耐震化	13
(1) 耐震化の状況	13
(2) 目標	15
3. 住宅の耐震化	16
(1) 耐震化の状況	16
(2) 徳島県による実態調査	17
(3) 目標	18
第4章 「死者ゼロ」を実現するための施策	19
1. 建築物に対する取組	19
(1) 基本的な取組方針	19
(2) 重点地域	19
(3) 地震発生時に通行を確保する道路	20
(4) 優先的に耐震化を図る建築物	21
(5) 情報提供と普及啓発	22
(6) 相談体制	22
2. 住宅に対する取組	23
(1) 基本的な取組方針	23
(2) 命を守る取組	23
(3) 情報提供と普及啓発	27
(4) リフォームのタイミングに合わせ耐震化への誘導	27

第5章 地震に対するその他安全対策	28
1. 空き家対策の取組	28
(1) 空き家の現状	28
(2) 空き家施策との連携	29
2. 危険なブロック塀の改善	30
3. ハザードマップや防災マップの公表	31
4. 地震保険への加入促進	31
5. 瓦屋根の耐風対策	31
第6章 「死者ゼロ」を実現するための体制づくり	32
1. 基本的な方針	
- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
(2) 所有者等への支援	
2. 役割分担	32
(1) 県及び関係団体との連携	
(2) 自主防災組織等との連携	
(3) 福祉部局との連携	33
第7章 その他	34
1. 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等	
(1) 指導・助言の方針	
(2) 指示の方針	
(3) 公表の方針	
2. 建築基準法による勧告又は命令等	

#### 第1章 計画の概要

#### 1. 計画の背景

1995年(平成7年)1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,400余名の貴重な命が失われました。このうち約4,800名は、建築物の倒壊等により亡くなっており、倒壊した建築物の多くは、1981年(昭和56年)以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の建築物です。このことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑える「耐震化」が非常に重要であると言えます。同年12月25日には、こうした被害状況を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号以下「耐震改修促進法」という。)が施行され、以後、建築物の耐震化がより積極的に図られるようになりました。

これを受けて、藍住町(以下、「本町」という。)においては、建築物の耐震化率を向上し、地震時における人的被害及び建築物被害を軽減することを目的として、2008年(平成20年)3月に「藍住町耐震改修促進計画」(以下、「当初計画」という。)を策定しました。

その後、東日本大震災、新潟県中越沖地震、福岡県西方沖地震、熊本地震などの大規模地震が頻発しており、特に2011年(平成23年)3月11日に発生した「東日本大震災」は、津波によって数多くの尊い人命を一瞬にして奪い去った大災害として記憶に留まるところです。

本町においても、太平洋沖合の南海トラフ沿いで発生する「南海トラフ巨大地震」による被害が想定されており、住宅や公共建築物の耐震性を高め、住民の命や災害対策拠点を守ることは引き続き喫緊の課題となっています。

そのため本町では、法改正や前回の計画改定以降の耐震化の取組や社会状況の変化を踏まえ、当初 計画を改定(以下、「本計画」という。)し、さらなる耐震化の促進を図ってまいります。

#### 2. 基本理念

本計画では、「徳島県耐震改修促進計画」の基本理念に基づき、「助かる命を助ける」ことを最優先に「耐震化」と「減災化」を両輪に、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」など、大規模地震発生時の建物被害による「死者ゼロ」を目指します。

#### 3. 計画の目的

本計画は、町民の命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑える耐震診断・耐震改修等の「耐震化」や命を守るためのより負担の少ない取組である「減災化」について、徳島県や関係団体と連携しつつ総合的・計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

#### 4. 計画の位置づけ

耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定する本計画は、「徳島県耐震改修促進計画」を基礎とし、「藍住町国土強靱化地域計画」、「藍住町地域防災計画」等を関連計画として、住宅・建築物の耐震改修等に関する施策の基本的な方向性を示すものです。

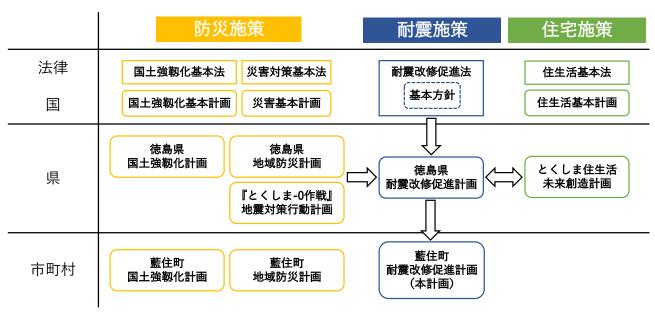


図 1-1 本計画の位置づけ

#### 5. 計画の対象期間

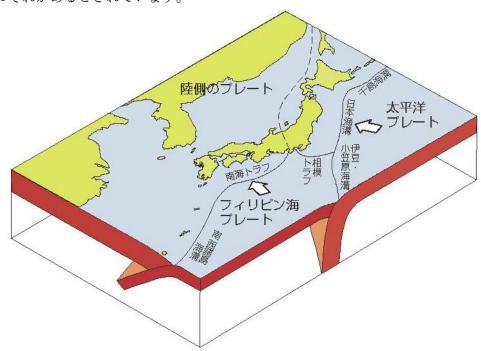
本計画の対象期間は、2023 年度から 2027 年度(令和 5 年度から令和 9 年度)までとします。なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、計画内容の検証を行います。

### 第2章 徳島県及び藍住町の地震環境

#### 1. 想定される地震の規模

#### (1) 南海トラフ地震

「南海トラフ地震」とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。 歴史的に見て、100~150 年間隔でマグニチュード 8 クラスの地震が発生し、最近では 1944 年及び 1946 年(昭和 19 年及び昭和 21 年)にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。



出典:内閣府「平成18年版防災白書(2006年6月)」

図 2-1 日本列島とその周辺のプレート

#### ア、地震の規模と発生確率

「南海トラフ地震」の地震規模と発生確率は、政府の地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

地域又は地震名長期評価で予測した地震規模<br/>(マグニチュード)地震発生確率<br/>30 年以内南海トラフの地震M8~M9 クラス70%~80%

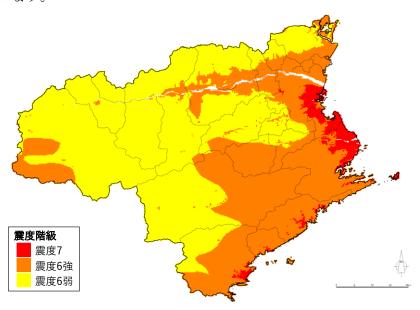
表 2-1 南海トラフの地震規模と発生確率

出典:地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2021年1月1日算定)」

#### イ. 震度分布

「南海トラフ地震」のうち、東海~日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する「南海トラフ巨大地震」における震度分布の想定は次のとおりです。

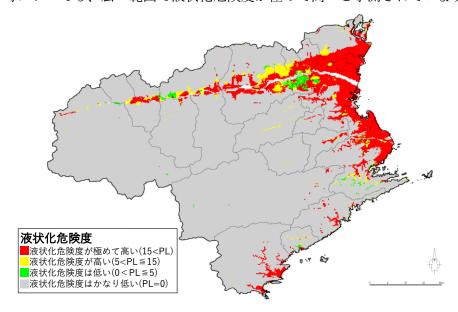
県内の震度は全域で震度 6 弱から震度 7 と予測されており、本町においては全域で震度 6 強と予測されています。



出典:徳島県「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)(2013年7月)」 図 2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布

#### ウ. 液状化危険度分布

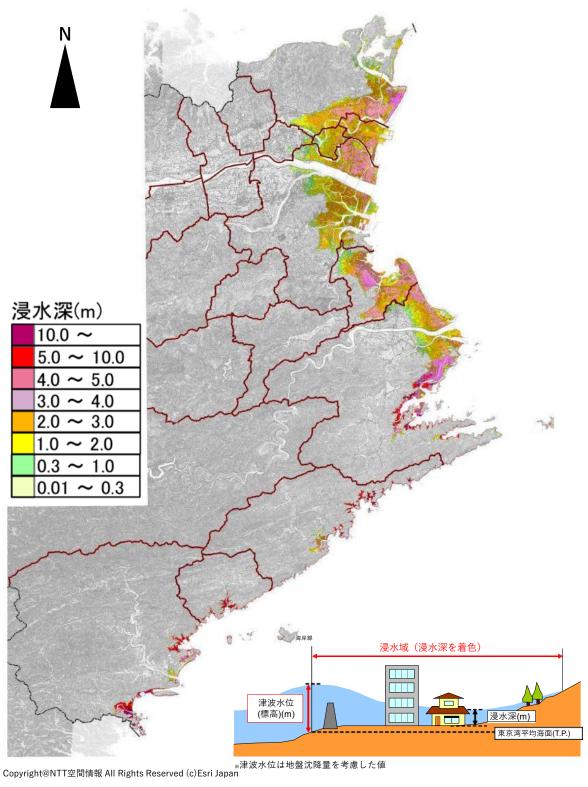
「南海トラフ巨大地震」が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高く、本町においても、広い範囲で液状化危険度が極めて高いと予測されています。



出典:徳島県「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)(2013年7月)」 図 2-3南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布

#### 工. 津波浸水想定

「南海トラフ巨大地震」が発生した際、徳島県内では広い地域で津波浸水が予測されており、本 町では、西部の旧吉野川及び正法寺川周辺で 0.01mから 3.0mの津波浸水が予測されています。



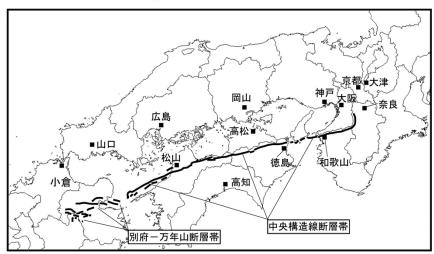
出典:徳島県「徳島県津波浸水想定(2012年10月)」

図 2-4 南海トラフ巨大地震による津波浸水想定

#### (2) 中央構造線・活断層地震

国内最大級の活断層である「中央構造線断層帯」を震源とする直下型地震で、長い年月をかけて大陸プレートにたまった「ひずみ」が限界に達したとき、プレート表面付近の岩盤が壊れて、ずれ動くことで活断層地震が発生します。

発生確率は低いとされていますが、2016年(平成28年)には「熊本地震」や「鳥取県中部地震」、2018年(平成30年)には「大阪府北部地震」が発生するなど、近年、断層型の地震が相次いで発生しているため、活断層地震への備えも必要とされています。



出典: 地震調査研究推進本部「中央構造線断層帯(金剛山地東縁 - 伊予灘)の長期評価(一部改訂)(2011 年 2 月)」 図 2-5 中央構造線断層帯

ア. 地震の規模と発生確率

「中央構造線・活断層地震」の地震規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

また、中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から大分県の由布院に達する長大な断層帯で、四国北部を東西に横断しており、徳島県に関係する区間は次のとおりです。

· 讃岐山脈南縁東部区間

(徳島県鳴門市付近の鳴門断層から美馬市付近の井口断層に至る区間)

· 讃岐山脈南縁西部区間

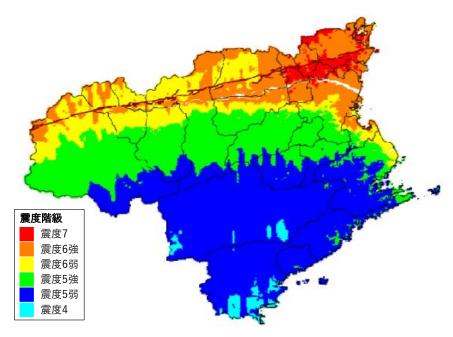
(徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間)

表 2-2 南海トラフの地震規模と発生確率

出典:地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2021年1月1日算定)」

#### イ. 震度分布

「中央構造線・活断層地震」における震度分布の想定は次のとおりで、徳島県内の震度は震度 4から震度7と予測されています。

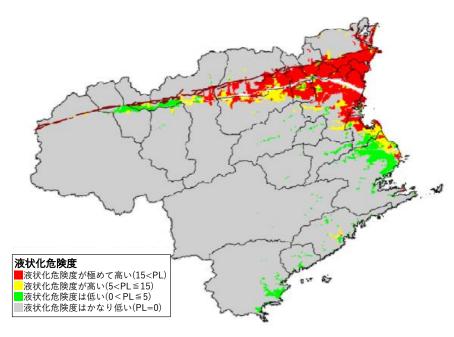


出典:徳島県「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定(2017年7月)」

図 2-6 中央構造線・活断層地震による震度分布

#### ウ. 液状化危険度分布

「中央構造線・活断層地震」が発生した際、吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。



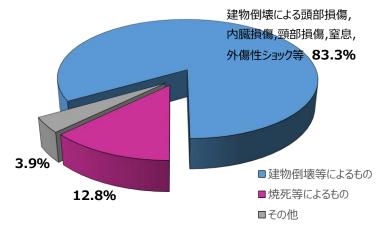
出典:徳島県「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定(2017年7月)」

図 2-7 中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布

#### 2. 想定される被害の状況

#### (1)過去の地震による被害状況

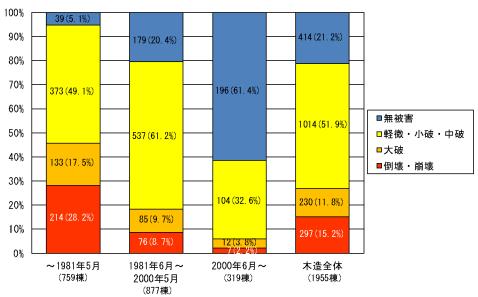
1995年(平成7年)1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、1981年(昭和56年)以前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅の倒壊や家具の転倒による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等においては、建築物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。



出典:内閣府「平成18年版防災白書(2006年6月)」

図 2-8 阪神・淡路大震災における犠牲者(神戸市内)の死因

2016 年(平成 28 年)4 月に発生した熊本地震では、数多くの建築物が倒壊する被害が発生しました。日本建築学会が、地震動が大きく建築物の被害が著しかった熊本県上益城郡益城町中心部で実施した悉皆調査では、旧耐震基準(1981 年(昭和 56 年)5 月以前)の木造建築物の倒壊率は28.2%(214 棟)に上っており、新耐震基準(1981 年(昭和 56 年)6 月以降)の木造建築物の倒壊率(1981 年 6 月~2000 年 5 月(昭和 56 年 6 月~平成 12 年 5 月): 8.7%(76 棟)、2000 年(平成 12 年)以降: 2.2%(7 棟))と比較して顕著に高かったとされています。



出典:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会「同委員会報告書(2016年9月)」 図 2-9 木造の建築時期別の被害状況

#### (2) 藍住町で想定される被害状況

徳島県全体の被害想定では、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」が発生した場合には、共に「冬の18時」で倒壊や消失が多く、人的被害では共に「冬の深夜」で死者数が多い予測となっています。

本町における同想定の全壊棟数、死者数は次のように予測されています。

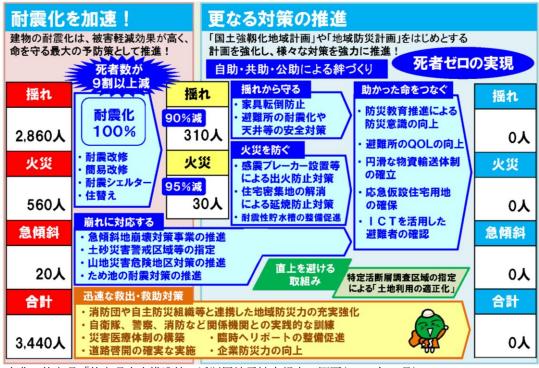
	南海トラス	ア巨大地震	中央構造線・	・活断層地震		
	全壊棟数	死者数	全壊棟数	死者数		
	(冬の 18 時)	(冬の深夜)	(冬の 18 時)	(冬の深夜)		
揺れ	1,300	80	3,200	210		
液状化	30	0	30	0		
急傾斜地	0	0	0	0		
津波	100	50	0	0		
火災	660	*	1,200	60		
合計	2,100	140	4,500	270		

表 2-3 本町の最大被害想定

出典:徳島県「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)(2013 年 7 月)」、徳島県「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定(2017 年 7 月)」

- 注1)表中※は、若干数を表す。
- 注 2)市町村別の数値はある程度幅をもってみる必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」では、耐震化により死者数を9割以上減少する被害軽減効果があるとされています。



出典:徳島県「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定の概要(2017年7月)」

図 2-10 中央構造線・活断層地震における被害軽減効果

### 第3章 耐震化の状況と目標

#### 1. 耐震化を取り巻く状況

#### (1) 人口の推移と将来推計

#### ア、徳島県の人口推移と将来推計

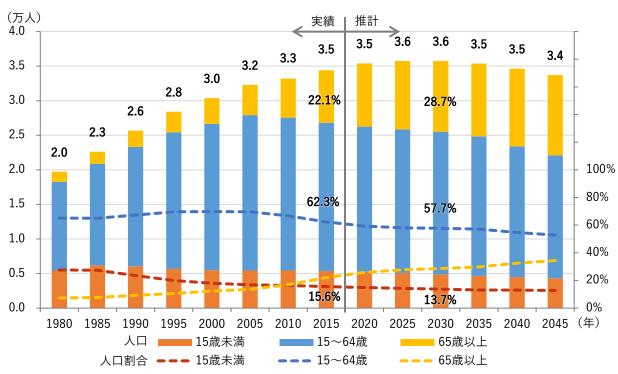
徳島県では、全国を上回る速度で人口減少・高齢化が進む見通しであり、2015年(平成 27年)に約76万人であった人口は、2030年(令和 12年)に約65万人、2060年(令和 42年)には約43万人にまで減少すると予測されています。

また、65 歳以上の人口は、2015 年(平成 27 年)の約 23 万人(31.0%)が、2030 年(令和 12 年) に約 24 万人(36.7%)、2060 年(令和 42 年)には約 18 万人(42.7%)となる見込みです。

#### イ、藍住町の人口推移と将来推移

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本町では 2015 年(平成 27 年)に約 3.5 万人であった人口は、2030 年(令和 12 年)の約 3.6 万人をピークに減少する見通しであり、2045 年(令和 27 年)には約 3.4 万人にまで減少すると予測されています。また、65 歳以上の人口は、2015年(平成 27 年)の約 0.8 万人(22.1%)が、2030 年(令和 12 年)には約 1.0 万人(28.7%)となる見込みです。

これを踏まえ、「藍住町人口ビジョン 2020(2020 年 3 月)」においては、2030 年(令和 12 年)の人口を 3.6 万人確保し、長期的には 2065 年(令和 47 年)に 3.1 万人の確保を目指すこととしています。



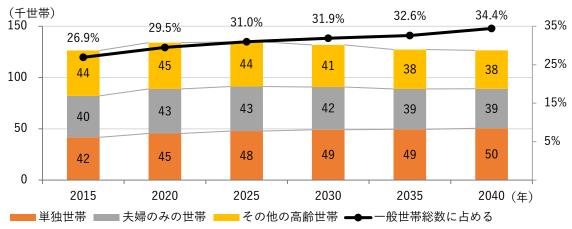
出典:2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年から 2045 年までは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30 年(2018 年)推計)」

図 3-1 藍住町における人口推移と人口推計

#### (2) 高齢化の進行

#### ア、徳島県における高齢化の状況

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」によれば、徳島県における世帯主の年齢が65歳以上の「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」を合わせた世帯数の、一般世帯総数に対する割合が、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)には3割を超えると見込まれています。家族の分散居住や少子化の影響により、高齢者のひとり暮らしや夫婦だけで暮らす世帯が増えてきており、今後もこの傾向が続くことが予想されています。



単独世帯及び夫婦のみの世帯の割合

出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(2019 年推計)」 ※高齢世帯:世帯主の年齢が 65 歳以上の世帯

図 3-2 徳島県における高齢世帯数等の将来推計

また、総務省「平成 27 年国勢調査(2015 年)」によると、高齢者のいる世帯の住居については、持ち家に住む世帯が全体では 87.6%であり、「高齢単身世帯」で 73.1%、「高齢夫婦世帯」で 92.1%、「同居世帯」では 93.5%と、いずれの世帯でも持ち家の比率が「一般世帯」(69.8%)を上回っています。

表 3-1 徳島県における住宅の所有の関係

(単位:世帯)

	区分	持ち家	その他	計
住年	どに住む一般世帯	209,945	90,986	300,931
		69.8%	30.2%	100%
	65歳以上の高齢者のいる世帯	126,513	17,928	144,441
		87.6%	12.4%	100%
	高齢単身世帯	28,597	10,532	39,129
	(65歳以上の単身者のみ)	73.1%	26.9%	100%
	高齢夫婦世帯	37,679	3,225	40,904
	(いずれかが65歳以上の夫婦のみ)	92.1%	7.9%	100%
	同居世帯	60,237	4,171	64,408
		93.5%	6.5%	100%

出典:総務省「平成27年国勢調査(2015年)」

#### イ. 藍住町における高齢世帯の状況

本町における高齢者のいる世帯の居住の状況は、総務省「平成27年国勢調査(2015年)」によれば、持ち家に住む世帯は全体で89.3%であり、徳島県全体における持ち家に住む高齢世帯の割合(87.6%)を上回っています。

また、世帯構成別に持ち家に住む世帯の割合をみると、「高齢単身世帯」で 73.2%、「高齢夫婦世帯」で 94.6%、「同居世帯」では 93.6%と、いずれの世帯でも持ち家の比率が「一般世帯」(68.8%)を上回っています。

表 3-2 藍住町における住宅の所有関係

(単位:世帯)

区分	持ち家	その他	計
住宅に住む一般世帯	8,932	4,054	12,986
	68.8%	31.2%	100%
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,194	505	4,699
	89.3%	10.7%	100%
高齢単身世帯	784	287	1,071
(65歳以上の単身者のみ)	73.2%	26.8%	100%
高齢夫婦世帯	1,356	78	1,434
(いずれかが65歳以上の夫婦のみ)	94.6%	5.4%	100%
同居世帯	2,054	140	2,194
	93.6%	6.4%	100%

出典:総務省「平成27年国勢調査(2015年)」

#### 2. 特定建築物の耐震化

#### (1) 耐震化の状況

建築物のうち、病院や店舗等の不特定多数の者が利用する建築物や、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物、危険物を取り扱う建築物及び地震によって倒壊した場合に道路を閉塞する恐れのある避難路沿道の建築物(このうち一定規模以上のものを以下、「特定建築物」(※1)という。)については、耐震化の状況が避難や被害に大きな影響を与えることから、官民を問わず建築物の早急な耐震化を目指します。

特定建築物の耐震化の状況は、次表のとおりです。

本町の特定建築物の棟数は、2021年(令和3年)3月31日時点で169棟(うち公共建築物28棟)であり、そのうち耐震性があると確認されている建築物が110棟(うち公共建築物13棟)で、耐震化率は71.6%です。

- ※1 本計画における「特定建築物」とは次のものをいう。
- 表 3-3に示す建築用途(次の(2)~(5)を除く)で延床面積が1,000 ㎡以上かつ3階建て以上の建築物
- (2)小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上かつ 2 階建て以上の建築物
- (3)体育館(一般の用に供されるもの)は、延床面積が1,000 ㎡以上かつ1階建て以上の建築物
- (4)幼稚園・保育所は、延床面積が500㎡以上かつ2階建て以上の建築物
- (5)耐震改修促進法施行令第7条第1項に掲げる危険物を同条第2項に掲げる一定量以上数量の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (6)本計画で定める特に重要な避難路に接する建築物であって、地震によって倒壊した場合に道路を閉塞し円滑な避難を妨げる恐れのある建築物(通行障害建築物)

表 3-3 特定建築物の耐震化の現状(2020年度末時点)

7544-1711/4	L+N/.	耐震性	耐震化率	
建物用途	棟数	S55年以前	S56年以降	(%)
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	14	6	8	100.0%
上記以外の学校	0	0	0	_
体育館(一般公共の用に供されるもの)	2	0	2	100.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	_
病院・診療所	8	0	7	87.5%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	_
集会場、公会堂	1	0	0	0.0%
展示場	0	0	0	_
卸売市場	0	0	0	_
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6	0	4	66.7%
ホテル、旅館	0	0	0	_
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	36	3	23	72.2%
事務所	0	0	0	_
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	9	0	9	100.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター				
その他これらに類するもの	0	0	0	_
幼稚園・保育所	5	2	3	100.0%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	_
遊技場	0	0	0	_
公衆浴場	0	0	0	_
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール	0	0	0	
その他これらに類するもの	0	U	U	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	_
工場	2	0	1	50.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗	0	0	0	_
降又は待合いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (一般の公共の用に供されるもの)	0	0	0	_
警察署、消防署その他これらに類する公益上必要な建築物				
(災害活動上必要なものに限る)	0	0	0	_
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
(不特定多数の者が利用するものに限る)	1	0	1	100.0%
小計	84	11	58	82.1%
法第6条第2号建築物 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	18	0	12	66.7%
小計	18	0	12	66.7%
通行障害建築物(3号特定建築)	67	0	40	59.7%
小計	67	0	40	59.7%
合 計	169	11	110	71.6%

#### (2)目標

本町では、特定建築物のうち、「学校」「病院」「庁舎」及び「公営住宅(改良住宅を含む)」については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から、より迅速な建築物の耐震化を図る必要があるため、耐震化率を100%とすることを目標とし、引き続き特定建築物の所有者・管理者に対し、耐震改修を促していきます。

表 3-4 特定建築物のうち4用途の耐震化の現状(2020年度末時点)

2020年度末時点								
建物用途	棟数 (A)	S55 耐震性なし (B)	以前 耐震性あり (C)	S56以降 (D)	耐震性あり (E=C+D)	耐震化率 (%) (E/A)	耐震化の (%)	目標
学校	14	0	6	8	14	100.0%	100.0%	(済)
病院	8	1	0	7	7	87.5%	100.0%	
庁舎	1	0	0	1	1	100.0%	100.0%	(済)
公営住宅	6	6	0	0	0	0.0%	100.0%	

※公営住宅は建て方が共同住宅のものに限る

#### 3. 住宅の耐震化

#### (1) 耐震化の状況

平成 30 年住宅・土地統計調査をもとに推計した本町における住宅の耐震化の状況は次表のとおりです。

居住世帯のある住宅約 1.3 万戸のうち、耐震性がある住宅は約 1.2 万戸で耐震化率は 89.6%と 推計されます。

表 3-5 住宅の耐震化の現状

	住宅総数 (A)	旧耐震 (S55年以前) の住宅数 うち耐震性なし (B) うち耐震性あり (C)	新耐震(S56年以前) の住宅数(D)	耐震性有の住宅数 (E=C+D)	耐震化率 (%) (E/A)
戸建住宅	9,660	2,12 1,34 78	7,539	8,320	86.1%
共同住宅等	3,810	223 60 163	3,582	3,744	98.3%
合計	13,470	2,350 1,40° 94.	11,120	12,063	89.6%

※推計戸数:平成30年に総務省統計局の実施した「住宅・土地統計調査」のデータを基本にし、同27年の国勢調査の値を基に、住民基本台帳等を用いた県統計調査課の世帯数の推計値で、按分した戸数。

#### (2) 徳島県による実態調査

徳島県では、平成30年住宅・土地統計調査の調査対象となっていない12町村において、耐震化の状況や耐震改修をしない理由等をアンケート形式でヒアリングする実態調査を行いました。

#### <調査対象>

勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、板野町、上板町、 つるぎ町、東みよし町

#### <調査方法>

- ・各町村からの地域抽出に基づき、登記情報により建築年を確認できたものや地図上で確認できた約3千戸(2,963戸)のうち、1981年(昭和56年)以前に着工された住宅を対象に、町村、建築関係団体の協力のもと、戸別訪問によるアンケート調査を実施
- ・調査期間は、2020年(令和2年)9月~12月
- ・登記情報や現地での確認、アンケート回答済みの2,288戸のデータを基に分析

出典:「徳島県耐震改修促進計画(2021年7月)」

徳島県による実態調査の結果から見える課題は次のとおりです。

#### <耐震化に向けた課題>

- ・高齢世帯は 1981 年(昭和 56 年)以前の住宅に住み、耐震化や建て替えを諦めている方が多い
- ・耐震診断や改修をしない理由としては、次のような回答が多い

全世帯とも「関心がない」

高齢世帯では「後継者がいないため改修しても仕方がない」が多い 高齢世帯以外の一般世帯では「経済的理由」

- ・耐震化の方法としては、シェルター等の簡易な改修を選択するケースが多い
- ※本町においては簡易な改修の実績より本格的な耐震改修が多く、約9割以上を占めています。

出典:「徳島県耐震改修促進計画(2021年7月)」

※本町の実績は、耐震シェルター設置支援事業を開始した 2016 年度から 2021 年度(平成 28 年度から令和 3 年度)までの実績による

また、調査では「世帯別住宅の耐震化の状況」として、旧耐震基準の住宅のうち約27%は耐震性が確保されてるが、高齢世帯においては旧耐震基準の住宅が占める割合(3.5%)が高く、高齢世帯以外の世帯と比べて、古いまま使われている住宅が多いという結果が示されています。

調査では、高齢世帯で耐震化が進んでいない理由としては、「高齢であるため・後継者がいないため」と改修を諦めている方が多くなっています。高齢世帯を除く一般世帯では「経済的理由」や「関心がない」という回答が多くなっています。一方、同世帯のうち改修の意向のある回答では「リフォームのタイミングがあれば改修する」が多くなっており、リフォームをきっかけに改修を行う可能性があるという結果となりました。

耐震改修の方法については、本格的な耐震改修よりも耐震シェルター等の簡易な改修や対策を している方が多いという結果ですが、下表に示すように、本町の耐震シェルター設置に係る支援 を開始して以降の実績では、簡易な改修を行う方は少なく、本格的な耐震改修がその多くを占め ています。

表 3-6 木造住宅耐震支援事業実績

(単位:件(実施建物数))

事業名	~2014年度 (累計)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
耐震診断支援事業	437	24	46	38	26	30	23	25	649
耐震改修支援事業	31	7	9	9	10	14	9	5	94
スマート化支援事業							1	2	3
住まいの安全・安心な リフォーム支援事業	16	2	2	1	2	1			24
住替え支援事業	0	2	4	1	3	3	4	3	20
耐震シェルター 設置支援事業			2	0	1	0	0	0	3
補強計画				33	20	22	15	12	102

出典:藍住町「木造住宅耐震化促進事業実績」より

本町では、20歳以上の町民を対象に、防災に関する各種計画の策定や施策の方向性を検討するための基礎資料の収集を目的として防災意識調査を行ってます。(平成 31 年 2 月実施。2,000 票配布、732 回答、回収率 36.6%)

中でも、「町民の日頃取り組んでいる防災対策」を問う回答では、「食料や飲料水の備蓄」や「避難所の確認」などが多い一方、「住宅の耐震化」は少ない結果となっています。

#### (3)目標

地震発生時の被害を軽減するためには、住宅の耐震化に引き続き取り組んでいく必要がありますが、徳島県の実態調査によれば、各世帯における様々な事情から耐震化が実施できない状況も 浮彫となってきました。

こうしたことから、本町においても徳島県の取組の方針を踏まえ、できる限りの耐震化の推進を目指すとともに、住宅が被災したとしても人命が失われないことを重視する「減災化」の視点も取り入れ、地震発生時における「死者ゼロ」を新たな目標に取組を推進していきます。

#### 第4章 「死者ゼロ」を実現するための施策

#### 1. 建築物に対する取組

#### (1) 基本的な取組方針

耐震化率の向上に関し、町内における重点地域、優先的に耐震化を図る建築物、地震発生時に 通行を確保する道路について、引き続き防災効果の高い計画的な耐震化を促進していきます。

また、建築物の所有者及び管理者が自らの問題として耐震化に意識的に取り組むことが不可欠であり、こうした所有者等の取組をできるだけ支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の活用等に努めます。

#### (2) 重点地域

阪神・淡路大震災では、老朽化した木造住宅の密集する兵庫県神戸市長田区などにおいて甚大な被害が発生していることから、老朽化した木造住宅の密集する地域において、重点的に耐震化を推進していくこととします。

1981 年(昭和 56 年)以前の木造住宅が特に多い地域(80 棟以上)※令和 5 年 1 月時点 住吉字逆藤、勝瑞字辛島、勝瑞字成長、勝瑞字西勝地、矢上字安任、矢上字原、矢上字春日

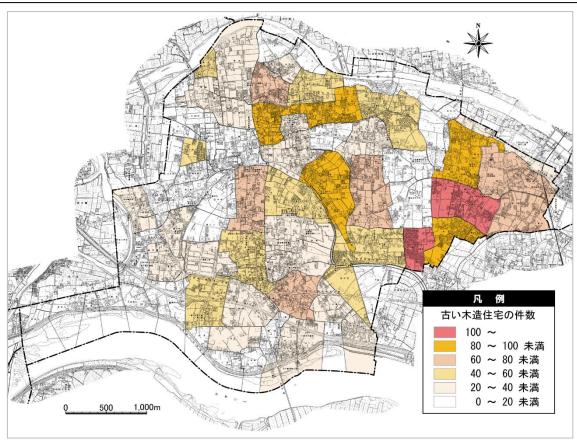


図 4-1 1981年(昭和56年)以前の木造住宅の棟数

#### (3) 地震発生時に通行を確保する道路

本計画においては、地震発生時に通行を確保する道路として、「徳島県地域防災計画(2012 年度版)」において定められた「第 1 次緊急輸送道路」、「第 2 次緊急輸送道路」及び「藍住町地域防災計画(2013 年度版)」において定められた「避難路」を重要路線とし、その沿道における道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化の促進を図ります。

表 4-1 重要路線と道路を閉塞する恐れのある建築物の棟数

(2020年時点)

			道路を閉塞する
指定	路線名	区間	恐れのある
			建築物の棟数
第1次緊急輸送道路	徳島自動車道	町内全線	0
第 1 久	主要地方道 徳島・引田線	町内全線	1
	主要地方道 徳島環状線	町内全線	2
第2次緊急輸送道路	県道41号線(徳島北灘線)	町内全線	5
	県道14号線(松茂吉野線)	町内全線	39
	町道 江ノ口新居須線	乙瀬字北新田~徳命字新居須	10
	町道 奥野富吉線	徳命字西張~富吉字富吉	9
避難路	町道 勝瑞中富線	勝瑞字東勝地~奥野字乾	9
	町道 竜池猪熊線	東中富字龍池傍示~奥野字猪熊	4
	町道 竹ノ瀬板西線	富吉字須崎~富吉字岸ノ下	2

#### 第1次緊急輸送道路

広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路

#### 第2次緊急輸送道路

県内の防災活動の重要拠点施設である、県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、市町村役場、地域の医療拠点及び広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路

#### 避難路

避難所への避難及び緊急輸送道路の補完において重要であり、地震発生時に通行を確保すべきとして 藍住町地域防災計画にて位置付けられた道路

#### (4)優先的に耐震化を図る建築物

#### ア. 特定建築物

表 3-3 に示す「特定建築物」については、不特定多数の者や避難に配慮が必要な者が利用することなどから、倒壊により大きな被害が発生すると予想されるため、官民の所有を問わず、建築物の早急な耐震化を目指します。

災害時に重要な機能を果たす「学校」「病院」「庁舎」「公営住宅」のうち、耐震化率 100%を達成していない「病院」については、特に優先して耐震化を促進していくこととします。

#### イ. 防災拠点建築物

「防災拠点建築物」(要安全確認計画記載建築物)とは、「徳島県耐震改修促進計画(2021年7月)」において、耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、市町村の地域防災計画において地震発生時に緊急性が高く、代替施設がない施設及び地震・津波時の避難所として位置づけられている施設が防災拠点建築物と定められています。

本町に所在する防災拠点建築物は以下のとおりです。

当該建築物については、地震時においても適切に機能するよう図るため、優先的に耐震化を図ることとします。

耐震性 棟数 施設数 耐震化率 区分 あり (施設) (棟) (%) (棟) 災害応急対策活動に必要な施設 ①指揮・情報伝達施設 100.0% 1 1 1 ②医療救護施設 1 1 1 100.0% ③避難所指定施設 34 34 100.0% 6 ④災害時要援護者が利用する施設 11 11 10 90.9% ⑤災害応急対策活動を支援する施設 4 9 7 77.8% ⑥多数の町民が利用する施設 54.5% 11 11 6 合計 34 67 59 88.1%

表 4-2 本町の県指定防災拠点建築物

#### (5)情報提供と普及啓発

#### ア、パンフレットやホームページでの周知活動

徳島県と連携し、本町ホームページやパンフレットを活用し、耐震診断・改修の進め方や支援 制度について広く案内するとともに、相談会や講習会を開催し、住民の意識の向上を図ります。

#### イ. 戸別訪問による普及啓発

民間建築物が多い緊急避難路沿道建築物については、徳島県や関係団体と連携して、行政職員と建築士による戸別訪問を行い、所有者に対して、耐震診断の必要性、支援制度、診断後の流れや費用負担等の説明を行うとともに、耐震診断や耐震改修に関する相談に対応します

#### (6) 相談体制

徳島県及び建築関係団体等と連携し、耐震相談を受けられる体制を整備します。 また、相談を受ける職員は研修等により知識の習得に努めます。

#### 2. 住宅に対する取組

#### (1) 基本的な取組方針

住宅の耐震化の目的は、生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守る ことです。

また、世帯構成や生活形態、現状の耐震性の状況等により必要となる対策も異なるため、個々の状況に応じた誘導が必要です。

徳島県による実態調査からわかるように、高齢のため、後継者がいない、金銭的な余裕がない といった理由や、建築年数が古いため耐震改修が困難であることなどの理由で耐震化を諦め、耐 震診断も進まないという状況があります。

すぐには耐震化によって住宅全体の安全性を確保することができないとしても、地震災害から 全ての住民の命を守るために、被害を軽減する「減災化」の考え方も取り入れ、「死者ゼロ」を目 指します。

#### (2) 命を守る取組

#### ア. 耐震診断・耐震改修に係る支援

本町では、建築物の条件ごとに、国や県と協力して次のとおり費用支援策を活用します。

表 4-3 藍住町における耐震診断・耐震改修に係る支援(1/2)

(2022年4月時点)

木造住宅耐震診断支援事業		
耐震診断	対象	・町内に存し、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木 造住宅**
	負担額	・戸建住宅:3千円、長屋建て・共同住宅:6千円
補強計画	対象	・徳島県に登録された耐震診断員が実施する耐震診断で、 評点が 1.0 未満と判定された住宅
	負担額	・無料

木造住宅耐震改修支援事業		
耐震改修工事	対象	・町内に存し、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木 造住宅で、評点が 1.0 未満と判定されたもの ・以前に木造住宅の耐震化(耐震診断を除く)に係る藍住 町の補助金を受けていないもの
	要件	・改修後の評点を 1.0 以上とするもの ・高さ 1.5m 以上の家具を固定 ・耐震改修施工者等として徳島県に登録された者が施工 ・のぼり旗設置や見学会等への協力及びエシカル消費(県 産材利用や廃棄物の削減など)への取組 ・感震ブレーカー(分電盤タイプに限る)を設置
	補助率限度額	・耐震改修工事に要する経費の 4/5 以内 ・補助限度額 100 万円/棟 ・併せて火災予防対策を実施する場合は限度額に 10 万円 を加算

<sup>※</sup>ここでいう「木造住宅」とは、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法等の戸建て、長屋、共同住宅及び住宅部分の 面積が2分の1以上の併用住宅で3階建てまでのもの。

### 表 4-4 藍住町における耐震診断・耐震改修に係る支援(2/2)

(2022年4月時点)

		(2022 ± 1)1µ1/m/		
耐震シェルター設置支援事業				
	対象	・町内に存し、平成12年5月31日以前に着工された 木造住宅で、評点が1.0未満と判定されたもの ・以前に木造住宅の耐震化(耐震診断を除く)に係る藍 住町の補助金を受けていないもの		
耐震シェルター 耐震ベッドの設置	要件	・持家であって、徳島県が認定した耐震シェルター又は耐震ベッドを設置するもの ・高さ 1.5m 以上の家具を固定 ・耐震改修施工者等として徳島県に登録された者が施工 ・啓発モニターとして協力(耐震シェルターに限る)		
	補助率 限度額	<ul><li>・補助対象経費の 4/5 以内</li><li>・耐震シェルターの補助限度額 : 80 万円/棟</li><li>・耐震ベッドの補助限度額 : 40 万円/棟</li></ul>		

住宅の住替え支援事業				
住宅の除却工事	対象	・町内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、評点が0.7未満と判定されたもの・以前に木造住宅の耐震化(耐震診断を除く)に係る藍住町の補助金を受けていないもの		
	要件	・現在居住する住宅の全てを除却するもの ・建設業許可業者又は解体業登録業者が施工		
	補助率 限度額	・補助対象経費の 2/5 以内 ・補助限度額 30 万円/棟		

住まいのスマート化支援事業				
住まいのスマート化工事	対象	・町内に存し、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木 造住宅で、評点が 1.0 未満と判定されたもの		
	要件	・耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と あわせて行うもの ・町長がスマート化に資すると認める工事を行うもの		
	補助率 限度額	・補助対象経費の 2/3 以内 ・限度額 30 万円/棟		

#### ①「耐震改修」の支援

「耐震改修支援事業」では、耐震診断により耐震性なし(評点 1.0 未満)と判定された住宅で生活している人の命や財産を、地震による住宅の倒壊の被害から守るため、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増す耐震改修工事を支援します。

#### ②命を守る「住まいの補強」の支援

住宅の所有者の生活環境や経済的な理由等で、大がかりな耐震改修工事が出来ない場合は、地震による住宅の倒壊から人命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。

そこで、「耐震シェルター設置支援事業」では、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で 実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

#### ③住宅の「住替え」の支援

徳島県による実態調査でも「建て替えた方が早い」「解体予定・移住の予定あり」という回答が みられたとおり、現在の住宅への対策だけでなく、耐震性のない老朽化した住宅の建替えや除却 も耐震化の有効な手段です。

そこで、「住宅の住替え支援事業」では、建替えはもちろん、別居家族との同居や高齢者向け住 宅への住み替え等、住宅の除却について支援します。

#### ④電気火災予防対策の支援

東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件で、そのうち過半数が電気関係の出火でした。

このため、「耐震改修支援事業」では、耐震改修とあわせて分電盤タイプの感震ブレーカーの設置に対する支援を行い、発災時の火災予防対策に努めます。

#### ⑤平時の実家の見守りをきっかけとした耐震対策の支援

単身高齢世帯が増加している中、同居家族がいないことにより、在宅時の転倒や急病時に、処置の遅れや孤独死のリスクも負うことになります。このような状況の中、近年、IoT機器を活用した見守りの選択肢も広がりつつあり、「住まいのスマート化」を動機づけに後継者世帯を通じて実家の耐震改修が期待できます。

そこで、「耐震改修支援事業」又は「耐震シェルター設置支援事業」に併せて、住まいのスマート化支援事業」により情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)、IoT機器を活用した「住まいのスマート化」を図る工事を支援し、後継者に対する実家の「耐震化・減災化の重要性」や「支援制度」の周知など、戸別訪問による普及啓発に努め、耐震化を促進します。

#### イ、家具等の転倒防止対策

阪神・淡路大震災では、犠牲者の1割、負傷者の46%は家具の転倒によるものでした。さらに、 日本建築学会「阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書(1996年9月)」によると、阪神・淡路大 震災における震度7の地域では、住宅の全半壊をまぬがれたにも関わらず、全体の約6割の部屋 で家具が転倒し、部屋全体に散乱したと示されており、家屋内での安全性を確保することが重要 です。

そこで、「藍住町家具転倒防止器具等取付支援事業」では、地震が起きても家具が倒れにくくなるよう、家具と天井又は壁を固定する家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルム等の取付を支援します。

表 4-5 藍住町における家具等の転倒防止対策に係る支援

(2022年5月時点)

藍住町家具転倒防止器具等取付支援事業				
家具転倒防止器具等の購入 及び取付工事	対象	・藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町 税等(町税及び国民健康保険税)の滞納がない者 ・家具転倒防止器具等の購入及び取付工事費用		
	要件	・器具等の取付工事費用の補助は家具転倒防止器具等取 付講習受講事業者等が取付工事を施工すること		
	補助率	・補助対象経費の 1/2 以内		
	限度額	・限度額 1.5 万円		

#### ウ. 地震時の被害を最小限にする簡易対策

高齢者は寝室に居る時間が長く、寝ているときは地震の揺れに気が付くまでに時間を要します。 また、無防備な状態であることから、最低限の安全性を確保するため、避難対策も含めて寝室の 家具の配置の工夫などの簡易対策を促進します。

#### 簡易対策の例

- ・就寝時はカーテンを閉めることで、地震時のガラスの飛散防止対策とする。
- ・寝室に背の高い家具を置かない(置く必要があれば家具の固定をする)。
- ・地震時に揺れて破損する照明をコードのない天井取り付けの照明に変える。
- ・避難できる通路を確保するため、出入り口や通路には物を置かない。 特に玄関への傘立てや水槽など、倒れて避難の妨げになる物は置かない。
- ・避難経路への照明の準備を行う。

#### (3)情報提供と普及啓発

#### ア、パンフレットやホームページでの周知活動

耐震化・減災化を図るためには、住宅の所有者がその危険性を認識し、必要な対策を取ることが重要であることから、本町では徳島県と連携して、耐震化・減災化の必要性について、あらゆる機会を捉えて積極的な情報提供に努めます。

徳島県と連携して、本町のホームページ、パンフレットやポスター等を活用し、簡単にできる 耐震診断の方法や、イラストを用いた耐震診断・改修の進め方、支援制度等について広く周知す ることで、耐震化・減災化に興味を持ってもらい、住民の意識の向上を図ります。

#### イ. 戸別訪問による普及啓発

徳島県や関係団体と連携して、対象となる住宅を戸別訪問し、耐震化・減災化に関する技術的 アドバイス、支援制度や申請手続きの説明などを行うことで、住宅所有者への情報提供と意識啓 発に努めます。

#### (4) リフォームのタイミングに合わせ耐震化への誘導

近年では、既存の建築物をリフォームして再活用しようとする動きが活発化しており、リフォーム時において建築物の耐震化を促していくことが有効です。

本町では「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を実施しており、耐震化工事を含む住 宅の省エネ化・バリアフリー化などのリフォーム工事等に対し補助をしています。

今後も、リフォームにあわせた有効的な耐震改修が行われるよう、誘導していきます。

### 第5章 地震に対するその他安全対策

#### 1. 空き家対策の取組

#### (1) 空き家の現状

平成30年住宅・土地統計調査の結果に基づく徳島県の「その他の空き家」(居住実態のない住宅のうち、賃貸用等を除く利用目的のない空き家)の数は、39,300戸と5年前に比べて3,300戸増加し、その比率も0.4ポイント増加し10.3%となっており、今後も少子高齢化により増加するものと考えられます。

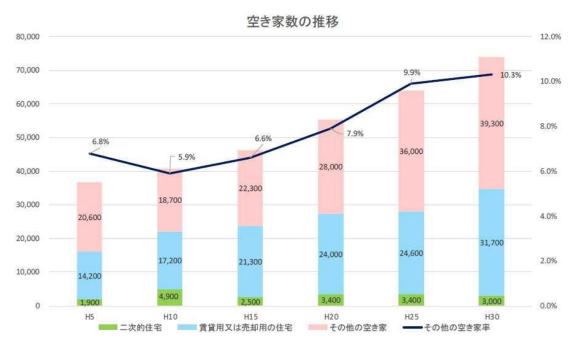


図 5-1 徳島県の空き家の現状(平成30住宅土地統計調査)

老朽化した空き家は地震による倒壊で隣地に被害をもたらすおそれがあると同時に、倒壊による家屋のがれきが前面道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の運行、救助活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を状態に応じて耐震改修又は除却することで、地震被害を軽減することが必要です。

また、現在居住している住宅についても、将来、空き家となり放置されることのないような取 組が必要です。

#### (2) 空き家施策との連携

老朽危険空き家の除却支援や、良好な空き家を移住や活用を希望されている方がリノベーションして利活用するための支援など、支援制度の周知、普及啓発に努め、徳島県とともに積極的な活用を促進していきます。

#### ア. 活用

良好でも耐震性のない空き家をリノベーションして活用する際、耐震改修も併せて行うことで 耐震化が図られるよう、空き家に対しても耐震化の支援を行います。

また、現在居住されている住宅についても徳島県と連携し、次のような取組を通じて、空き家 の活用や発生抑制に取り組んでいきます。

- ・空き家になる前から意思表示してもらうことで有効活用が可能な事前登録制度の活用
- ・リバースモーゲージを活用した耐震化や子育て世帯への借家活用
- ・高齢世帯の住み替え先の新たな受け皿づくりを検討し、耐震化して移住者が利活用できる環 境整備



図 5-2 空き家活用啓発パンフレット

#### イ、除却

空き家を適正に管理せず放置しておくと、周辺の居住環境の悪化に繋がるだけでなく、老朽化した空き家は、地震や台風で倒壊し通行人への危害や避難路閉塞を生じさせるおそれがあります。このため、本町では空家等対策の推進に関する特別措置法 第6条に基づき「藍住町空家等対策計画」を策定し、空き家等の発生抑制と適切な管理や、空き家及び跡地の利活用に向けた取組、管理不全状態にある危険な空き家等の対策と抑制等を進め、地域の防災性の向上や地震時の空き家に起因する災害の予防に努めています。

また、耐震性のない住宅からの住み替えの際に空き家として放置されないよう、現在居住している住宅の除却に対する支援を行うことで、空き家発生抑制に努めます。

#### 2. 危険なブロック塀の改善

2018年(平成30年)6月に発生した大阪府北部地震では、老朽化した危険なブロック塀の倒壊により死者が発生する被害が問題となりました。

このように危険ブロック塀の倒壊は、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、倒壊により避難路を閉塞するなど、被災者の避難や救助、消火活動、物資の輸送等に支障が生じる可能性もあり、危険ブロック塀の倒壊防止対策は重要です。

本町においても、近い将来に「南海トラフ巨大地震」や、「中央構造線・活断層地震」などの震度 6弱~震度7クラスの大地震の発生が想定されていることから、町民に対してブロック塀の安全点検 や転倒防止対策の重要性の周知を行っていきます。

# ブロック塀を点検しよう!



地震により、倒壊したブロック塀(平成 19 年新潟県中越沖地震) (写真提供:埼玉県)

過去の震災で、多くのブロック塀の倒壊被害がありました。 倒壊した塀の下敷きになって死傷者が発生しています。 また、倒壊した塀は、道路をふざぎ、遊灘や救助・消火活動を妨げる場合もあります。 ブロック塀の安全性を点検して、災害に備えましょう!

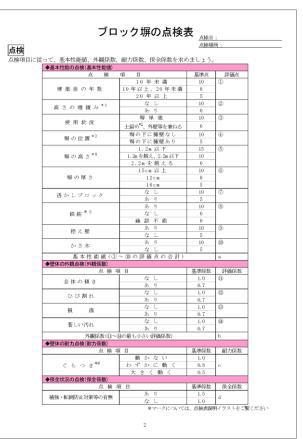


図 5-3 ブロック塀を点検しよう(発行:四国すまいづくり推進会議)

#### 3. ハザードマップや防災マップの公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、ハザードマップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。

本町ホームページにて、「藍住町 WEB 版総合防災ハザードマップ」、「マイ・タイムライン記入カード」、「指定緊急避難場所一覧」及び「避難所一覧」などの防災情報を公開しており、また、徳島県が公開している「徳島県防災・減災マップ」では広域的な震度予想、津波浸水想定、液状化想定、避難所の位置などが掲載されています。

#### 【藍住町ホームページ】

https://www.town.aizumi.lg.jp/category/bunya/safety/prevention/(防災関連情報)

【徳島県防災・減災マップ】

https://maps.pref.tokushima.lg.jp/bousai/ (地震・津波関係地図情報)

#### 4. 地震保険への加入促進

住民にとって、地震災害時の家屋が倒壊することによる経済的な負担は大きく、各自が地震保険に加入することは、各々の財産を守る上で重要であり、それを促進することで地震を初めとする各種災害に対する意識の向上を図り、防災への取組を促進します。

#### 5. 瓦屋根の耐風対策

近年、2019年(令和元年)房総半島台風をはじめ、強風等により瓦屋根が破損する事例が報告されています。こうしたことを受け、建築基準法の公示基準(昭和46年建設省告示第109号)の改正により瓦屋根の緊結方法が強化されています。徳島県では、強風災害により被害を受ける恐れのある住宅の耐風対策として瓦屋根の耐風診断及び瓦屋根の耐風改修工事に係る支援を行っています。

2016年(平成28年)に発生した熊本地震において、立て続けに発生した震度6弱と震度7の地震を受けた後の瓦屋根では、旧来の構法により施工した屋根では瓦が脱落する被害が多くみられた一方で、屋根瓦の緊結方法が強化された構法では脱落やズレが生じにくいことが確認されています。

このため、屋根瓦の緊結方法を強化することは地震時の振動による瓦の脱落防止にも有効な手段と 考えられます。

今後、本町では徳島県と連携しながら屋根の耐風対策について支援策を検討します。



図 5-4 地震時の瓦の留め付けによる脱落性の違い

出典:国土技術政策総合研究所「屋根瓦を落とさない・飛ばさないための7つの Q&A」

#### 第6章 「死者ゼロ」を実現するための体制づくり

#### 1. 基本的な方針

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各関係機関の連携・役割分担により耐震化・減災化を促進します。

#### (1) 所有者等の自助努力

住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が防災対策 を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向 上の支障とならないように配慮することが基本です。

住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化・減災化を進めることが重要です。

#### (2) 所有者等への支援

国・県・町は、こうした所有者等の取組を支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取組を総合的に進めていきます。

#### 2. 役割分担

住宅・建築物の所有者等と国・県・町及び関係団体は、それぞれの役割分担のもと、相互に連携を 図りながら耐震化・減災化の促進に努めます。

#### (1) 県及び関係団体との連携

徳島県では、県・市町村・関係団体で「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県内における住宅・建築物に関する耐震化の現状把握や目標設定に努め、それぞれが行う施 策に関して連携を図り、耐震化を促進します。



図 6-1 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の概要

#### (2) 自主防災組織等との連携

より地域に根ざした耐震化・減災化の促進には、地域の最小単位である自主防災組織や自治会でとに、耐震化・減災化を含めた防災意識の向上や情報共有が行われることが重要です。

徳島県と連携して自主防災組織の結成促進と活動の活性化を指導、支援することで、地域としての耐震化・減災化の意識の高まりを促進するよう努めます。

また、建築物等の耐震化を地域全体の問題と捉え、自主防災組織と連携・協力のもと住宅の耐震化・減災化や避難路の危険ブロック塀の解消に努めるとともに、耐震出前講座を開催し「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」などを周知していきます。

#### (3) 福祉部局との連携

介護保険を活用した住宅改修の相談に応じる場面のある地域包括支援センター・介護支援専門 員等を通じて、「耐震化・減災化の必要性」や「支援制度」、「建築関係の相談窓口」等を周知する など、地域の高齢者保健福祉施策を進める福祉部局とも連携を図っていきます。

#### 第7章 その他

#### 1. 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等

#### (1) 指導・助言の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第 12 条第 1 項(附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。)、 第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項及び第 27 条第 1 項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指 導及び助言を行います。

指導及び助言は、所有者に対して既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、それらの実 施を促しながら相談する形で行います。

#### (2) 指示の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第 12 条第 2 項(附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。)、 第 15 条第 2 項及び第 27 条第 2 項に基づき、建築物の所有者に対し必要な指示を行います。

指示は、指導及び助言のみでは耐震診断・改修が実施されない場合において、再度実施を促し、 それでも協力が得られない場合において、具体的に実施すべき事項を明記した指示書を交付する 等の方法で行います。

#### (3) 公表の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第 12 条第 2 項(附則第 3 条第 3 項で準用する場合を含む。)、 第 15 条第 3 項及び第 27 条第 3 項に基づき、建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、その旨を公表します。

特定建築物は不特定多数の者が利用し、防災拠点となる場合が多いことから、指示に従わず耐 震診断・改修を行わない場合、所有者の社会的責務は大きいと考えます。

なお、公表は、所管行政庁のホームページやその他の適切な方法により広く県民が閲覧できる ようにします。

#### 2. 建築基準法による勧告又は命令等

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項(附則第3条第3項で準用する場合を含む。)、第15条第3項及び第27条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、次の勧告または命令を行います。

- ① 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると 認められる建築物については、所有者に対して建築基準法第10条第1項による勧告、若しくは 第2項による命令(勧告に係る措置をとること)を行います。
- ② 構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、所有者に対して速やかに建築基準法第 10 条第 3 項による命令(除却、改築、使用制限その他の保安上必要な措置をとること)を行います。

※所管行政庁とは、本町の場合は徳島県を指す。(耐震改修促進法第3条第2項)